

## ●香川県監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成19年10月5日

香川県監査委員 平木 享  
同 水本 勝 規  
同 鍋嶋 明人  
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
検討指示事項	未利用地の処理について  未利用地は、今後も県土地開発公社等の所有しているものを含め、その活用の検討を行うとともに、利用計画が見込めないものは、今後の地価動向などを見極めながら、適正価格による処分を推進し、県財政の財源確保を図られたい。（政策課）	県有未利用地と土地開発公社長期保有地については、今後の利用可能性等を検討したうえで、利用の見込みがないものについては、準備が整ったものから順次、一般競争入札や公募等により、適正価格による売却を進めており、引き続き、適正かつ計画的な処理に努める。